

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、東北厚生局に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

初 診 料	291 点
外来診療料	76 点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診 療 医 師 名:佐藤潤弥、朝倉智恵美

施設基準要件 :眼科外来受診者に対するコンタクト検査料の算定率が3割未満(令和6年4月1日～令和7年3月31日実績:0.004%)であり、眼科の入院病床を有する医療機関

※上記について、ご不明な点はお相談下さい。

令和7年10月1日

岩手県立久慈病院